

「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援シンポジウム」

～福祉系就労支援研究から～

難病のある人の就労系福祉サービスの利用実態とニーズ



国立障害者リハビリテーションセンター
深津 玲子

2016.3.21@札幌

厚生労働科学研究

「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究」概要

- ・難病のある人が障害福祉サービス利用の対象であることが障害者総合支援法に明記されたことを受け、福祉系就労サービスの利用実態、支援ニーズ、支援事例の調査を行う目的で開始。
- ・平成25年度 全国の福祉系就労サービス事業所12000個所の悉皆調査
- ・平成26年度 全国の難病当事者3000人調査
- ・平成27年度 当事者および事業所支援者よりピアリング調査、事業所対象の支援マニュアル作成

難病のある人の就労の仕方

1 福祉的就労

2 障害者雇用率制度による雇用

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有し、身体、知的、精神障害者として、一般企業に就職する。企業には全労働者の2.0%の障害者を雇用する法的義務がある。

3 一般就業

障害者手帳を所有せず、企業に一般雇用される方法。

4 その他

自営など

福祉的就労

○就労移行支援事業：一般企業等への就労に向け、訓練、職場探し、就職後の職場定着支援、などを行う。利用期間は上限2年間。

○就労継続支援A型事業：現状では一般企業などに就労することが困難であるが、一定の支援があれば、雇用契約に基づく就労が可能である方が対象。働く力や体力が向上した場合は一般就労に向けた支援も行う。利用期間の制限なし。

○就労継続支援B型事業：以前一般企業などで就労したけれど、病状や体力面で継続困難になった方や、雇用に結びつかなかった方などが対象。事業所が生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力向上のための訓練を行うが、雇用契約は結ばない。利用期間の制限はない。

「難病」の定義

○障害福祉サービス対象

- ①治療法が確立していない
 - ②長期療養を必要とする
 - ③客観的な診断基準が定まっている
- 現在332疾病が障害者総合支援法の対象

○難病医療費助成対象

- 上記3条件に加え、
 - ④発病の機構が明らかでない
 - ⑤患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しない
- 現在306疾病が指定難病として医療費助成の対象

本日の発表

I. 就労系福祉サービス事業所の利用実態調査

II. 難病のある人の就労支援ニーズに関する調査

III. 今後の課題

方法

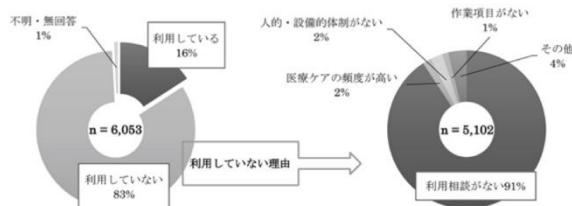
○全国の就労系福祉サービス事業所に調査票を郵送し、難病のある人のサービス利用の有無等について悉皆調査を行った。なお、平成25年12月時点で障害者総合支援法の対象となる難治性疾患克服研究事業対象の130疾患および関節リウマチを難病と定義した。

	配布	回収
就労移行サービス事業所	2,655	1,332
就効継続A型事業所	1,725	865
就効継続B型事業所	8,103	3,856
計	12,483	計 6,053

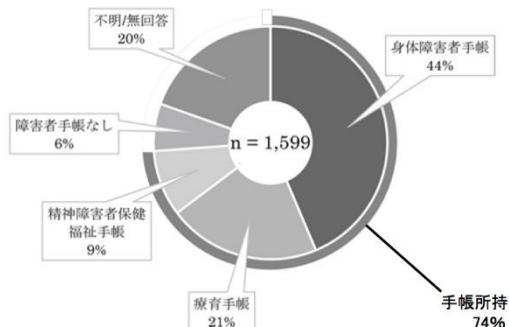
有効回答率48.5%

結果1; 難病のある人の利用について

平成25年12月に、全国の960カ所の事業所で難病のある人が利用しており、その数は1,599人でした。



結果2; 利用者の障害者手帳所持について

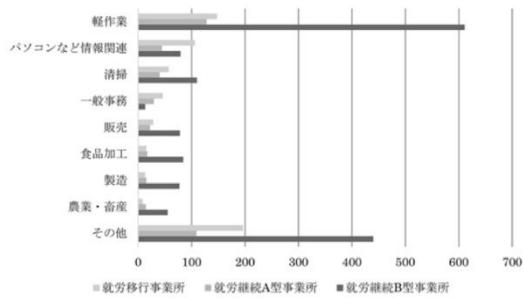


結果3; 利用者の多い難病疾患

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 脊髄小脳変性症 (11.3%) | 6. 多発性硬化症 (3.8%) |
| 2. モヤモヤ病 (8.3%) | 7. 潰瘍性大腸炎 (3.5%) |
| 3. 網膜色素変性症 (7.8%) | 7. クローン病 (3.5%) |
| 4. 関節リウマチ (5.4%) | 9. 神経線維腫症I型 (2.7%) |
| 5. パーキンソン病 (4.9%) | 10. 全身性エリテマトーデス (2.6%) |

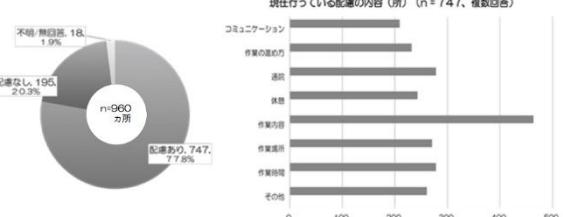
難病130疾患中94疾患で利用者がおり、利用がない疾患は36。

結果4; 事業所における主な作業内容

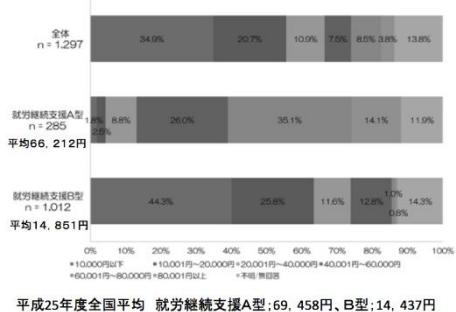


結果5; 難病がある利用者に対する配慮

疾病ゆえの配慮の有無



結果：難病のある人の月額平均賃金、平均工賃



考察

- 難病のある人が利用している就労系福祉サービス事業所は、回答総数の16%にとどまっている。
- 利用者がいない理由として、そもそも「利用相談がない」という回答が多く、当事者への周知が不十分である可能性がある。
- 現在利用中の人の75%は障害者手帳を所有しており、逆にいえば障害者手帳がなくとも医師の診断書をもってサービス利用可能であるとの周知も不十分である可能性がある。
- 今後、難病のある人および家族、支援者、医療関係者等に、就労系福祉サービスの周知をはかることが必要である。

当研究は厚生労働科学研究「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究(研究代表 深津玲子)」の一環として平成25年度に行なった。

本日の発表

- 就労系福祉サービス事業所の利用実態調査
- 難病のある人の就労支援ニーズに関する調査
- 今後の課題

方法

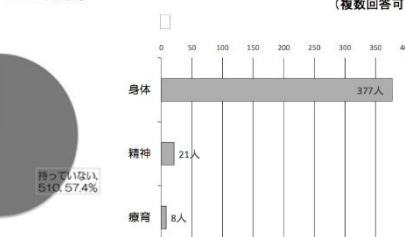
- 地域難病連合会を通じて、16～64才で難病のある人に調査表3,000通配布
- 有効回答889通(男性28%、女性71%、平均年齢50才)
- 回答者の難治性疾患名

1 全身性エリテマトーデス	203	19.8%
2 バーキングソーン病	131	12.8%
3 重症筋無力症	103	10.1%
4 高安病（大動脈炎症候群）	99	9.7%
5 シューゲレン症候群	70	6.8%
6 関節リウマチ	65	6.4%
7 朝膜色素変性症	57	5.6%
8 脊髄小脳変性症	47	4.6%
9 多発性硬化症・皮膚筋炎	39	3.8%
10 多発性硬化症	37	3.6%

130 病名のうち回答がなかったのは 68 病名。

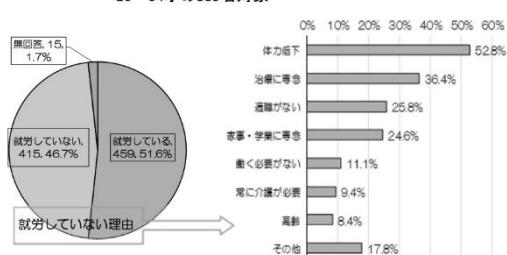
結果1：障害者手帳所持について

889名対象



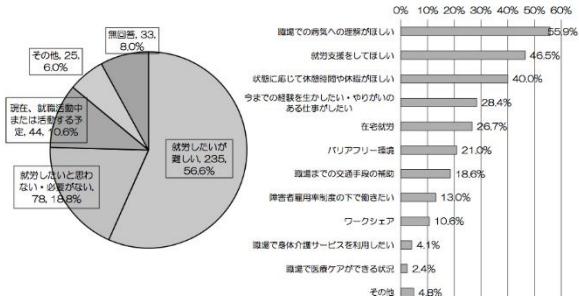
結果2：最近6ヶ月の就労状況

16～64才の889名対象



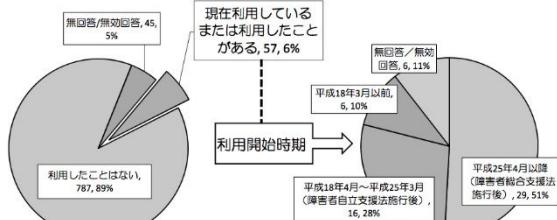
結果3:就労の希望・職場への要望

16~64才で就労していない、と回答した415名対象



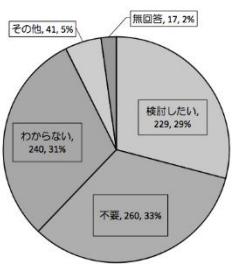
結果4:就労系福祉サービスの利用経験

16~64才の889名対象



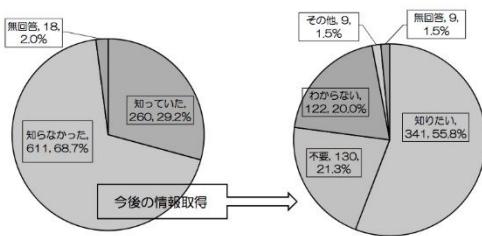
未利用者の利用意向

(就労系福祉サービスを利用したことがない787名)



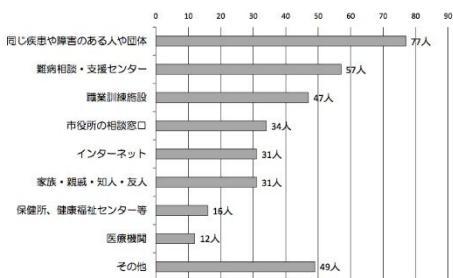
結果5:就労系福祉サービスに関する知識

16~64才の889名対象



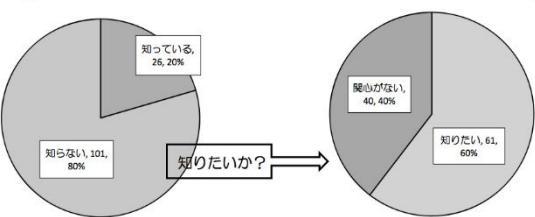
結果6:就労系福祉サービス認知のきっかけ

就労系福祉サービスを知っていた260名対象（複数回答可）



追加: 医師の認知度

某医師会会員311名に対し、難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことを知っているかを調査した（平成25年度）。有効回答数127名。



考察

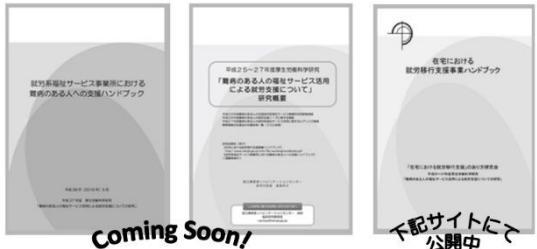
- 就労系福祉サービスを利用している・していた難病のある人は、回答総数の6%にとどまっている。しかし未利用者の30%が利用を検討したないと回答しており、潜在的には利用ニーズがあることが明らかとなつた。
- 就労系福祉サービスを知っていた人は回答総数の30%にとどまつた。しかし知らない人の56%が「知りたい」と回答し、当事者への周知が必要であることが示唆される。
- 最近6ヶ月に就労していない人は回答総数の47%で、その半数は「就労したいが難しい」と回答している。働いていない主な理由は「体力低下」「治療に専念」であった。
- 職場へのニーズは、作業の「時間」「内容」「場所」や通院・ケアへの配慮であり、これは事業所調査において事業所が配慮している項目と一致した。「今までの経験を生かしたい・やりがい」は難病のある人の特徴とも考えられた。
- 今後、難病のある人および家族・支援者・医療関係者等に、就労系福祉サービスの周知をはかることが必要である。

当研究は厚生労働科学研究「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究(研究代表 梶津玲子)」の一環として平成26年度に行った。

難病のあるひとの福祉系就労支援のニーズと課題

- 多様な就労形態のひとつであるが認知度が低い
一般就業、障害者雇用率制度による雇用、福祉的就労、在宅就業等
- 一般就業、障害者雇用率制度による雇用に比較して、作業時間、作業内容、作業場所などへの配慮がすでになされていることが多い
- 経済的課題 平均賃金(A型)66,000円、平均工賃(B型)15,000円
- 事業所における難病のある人への支援については、他の障害のある人への支援と共通している部分が多い。そこに加え、「症状の変化」「機能障害とはどちらににくい疲れやすさ」といった難病の特徴を考慮することが必要。福祉系支援者は「支援ニーズベース」で考える。事例を通じて難病への理解が深まることが期待できる。

研究成果物



<http://www.rehab.go.jp/info/file/workinghandbook.pdf>